

国籍はく奪条項違憲訴訟 控訴審@FUKUOKA



判決期日
報告集会
第2弾
(増補改訂版)

2024年10月12日(土)
5時00分頃～7時00分頃
(日本時間)
@Zoomウェビナー

本日の内容

- ▶ 原告（ユリさん）からのあいさつ
 - ▶ 判決の内容と今後のスケジュール（5：05～）
 - ▶ 訴訟外の動き（5：35～5：55）
 - ▶ 新しい闘い方の選択肢？
- ☺ 休憩 ☺
- ▶ 質疑応答とディスカッション（5：00～7：00）

1 原告からのあいさつ

2 判決の内容と 今後のスケジュール

(1) 判決の内容

控訴棄却

またしても国籍法を憲法の上に置き、憲法に関する問題に真摯に取り組んだとはとても見えない、死んだ魚のような判決。

判決文は、CALL4、「訴訟資料」コーナーで公開しました。

福岡訴訟の証拠説明書も公開。

「進捗」コーナーに一覧も設けています。

(2) 判決への前奏曲

判決前に気になっていたポイント

- ① ドイツの法改正のインパクトは？
- ② 裁判長がキャリアの最終局面
- ③ ？ ？
- ④ ？ ？
- ⑤ ？ ？
- ⑥ ？ ？

(2) 判決への前奏曲

判決前に想定していた理論的ポイント

- ① 日本国籍の憲法上の重要性
- ② 国籍法11条1項を審査するときの審査基準
(憲法10条、13条、22条2項、31条、98条2項)
 - ③ ②の審査基準の当てはめ
 - ④ 平等違反審査の審査基準 (憲法14条)
 - ⑤ ④の審査基準の当てはめ
- ⑥ 国家賠償請求：立法不作為、周知義務違反の有無

前回のスライドから①

(出発点) 福岡地裁判決の画期的な部分

東京訴訟判決の問題点

東京高裁判決は、これから外国国籍を取得しようとしている原告らについて、**日本国籍が失われることの不利益を詳細に認定**した。(原告となる資格を認めた。)

ところが、国籍法11条1項が違憲かどうかの判断にあたっては、**日本国籍は法律によって与えられるに過ぎない地位、**
だから、喪失させる法律の違憲審査基準は緩やかなもので良い。
とした。

前回のスライドから②

(出発点) 福岡地裁判決の画期的な部分

▶ 一方、福岡地裁判決は！

「日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である（平成20年最高裁判決）。

（1）憲法13条は、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しているところ、上記のような日本国籍はいわゆるアイデンティティの一要素となるものである。

（2）憲法10条の委任を受けて規定された国籍法は、外国国籍を有する日本国民につき、国籍留保制度(12条)、国籍選択制度(14条)等、その日本国籍を喪失させるに当たって当該日本国民の意思をできる限り尊重する制度を定めている。これらのことを踏まえると、国籍法に自己の志望によって外国国籍を取得した日本国民の日本国籍を喪失させる旨の定めを設けるに当たっても、その者の意思をできる限り尊重すべきことは、憲法13条の規定等の精神に照らして、考慮要因の1つとなり得るものと解するのが相当である。」

前回のスライドから③

この2点を足がかりにして、

(1) 日本国籍の現憲法上の意義についての議論をさらに深めて、裁判所に理解させ、審査基準を厳しくしていく。

(2) 国籍法全体の中での国籍法11条1項の特異性についての議論をさらに深めて、裁判所に理解させ、平等原則違反を明らかにしていく。

前回のスライドから④

書面は [CALL 4](#) で公開中。

「公正な手続き」から、あるいは「国籍法」で検索

→ 「**本人の意思を無視して日本国籍を一方的にはく奪する「国籍法11条1項は違憲」訴訟**」

→ 「訴訟資料」→ [「高裁」\(訴訟1\)](#) → 「主張・判決」 & 「その他」です。

▶ 控訴理由書

▶ 準備書面（1）：答弁書に対する反論

- ▶ ①憲法22条2項（国籍を離脱しない自由）
- ▶ ②憲法10条（立法裁量）
- ▶ ③憲法14条（差別的取り扱い）
- ▶ ④憲法98条2項、31条（国連ガイドライン）
- ▶ ⑤国家賠償請求（周知義務違反について）
- ▶ ⑥高佐教授の意見書（甲121）の全記述の援用

前回のスライドから⑤

当方の書面の内容

- ▶ 準備書面（2）：追加の主張
 - ▶ ①2023年10月26日大法廷違憲決定の枠組み
 - ▶ ②過去の最高裁判決と国籍法11条1項の矛盾
 - ▶ ③朝日新聞アンケート「二重国籍を考える」
 - ▶ ④令和5年度重要判例解説から、松本和彦教授、館田晶子教授の解説
- ▶ 準備書面（3）：法務省ウェブサイトの過去を暴く！！

前回のスライドから⑥

国籍法11条1項の周知義務について

- ▶ 国「被控訴人は、昭和59年5月25日に国籍法11条1項を適法に公布しており、既に国民一般に周知しているといえるところ、これ以上に特定の公務員が国籍法11条1項の規定を周知するために何らかの行為を行う職務上の法的義務を有すると解する根拠はなく、控訴人はこの点につき、何ら主張していない。」→法的根拠なんて当たり前過ぎて主張するまでもないと考えていたが、そう言われては仕方がない。ということで、
- ▶ **法務省設置法（任務）第三条** 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、**国民の権利擁護**、国の利害に係る争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ることを**任務とする**。
- ▶ **憲法15条2項**「全体の奉仕者」、**13条**（日本国籍保持の重要性）

前回のスライドから⑦

国籍法11条1項の周知義務について

- ▶ 国「国は、法務省ホームページにおいて、国籍法11条1項の規定の内容を周知していることから（甲第4号証）、「被告は、それらの方法（引用者注：義務教育で教えたり、旅券に解説を印刷したり、ポスターを旅券事務所に掲示したり、旅券申請者にチラシを配布したりするなどして、国籍法11条1項につき周知）を行うことなく漫然と時を過ごし」ていた（訴状・270ページ）という原告の主張は失当である。」（原審の被告準備書面（1））
- ▶ 国の主張が後退してきてる気がして、気になってINTERNET ARCHIVE WayBack Machine (<https://web.archive.org/>)を使って調べてみると・・・

前回のスライドから⑧

国籍法11条1項の周知義務について

- ▶ 2002年11月20日時点では「国籍Q&A」は存在せず、国際結婚や海外での出生等に関する涉外戸籍の説明と、国籍選択に関する解説があるのみで、国籍法11条1項について甲第4号証と同様の説明をする「国籍Q&A」の存在が初めて確認できたのは2007年7月20日。

- ▶ 国は、控訴人が米国国籍取得のための準備を進めていた2004年より前の時点では、法務省ホームページにおいて、国籍法11条1項についての周知は行っていなかった。

→国が反論しなかったということは、この指摘のとおりということ。

裁判所はそれを前提に判決を書く。

前回のスライドから⑨

国籍法11条1項の周知義務について

▶ 2002年11月20日時点では「国籍Q&A」は存在せず、国際結婚や海外での出生等に関する涉外戸籍の説明と、国籍選択に関する解説があるのみで、国籍法11条1項について甲第4号証と同様の説明をする「国籍Q&A」の存在が初めて確認できたのは2007年7月20日。

▶ 国は、控訴人が米国国籍取得のための準備を進めていた2004年より前の時点では、法務省ホームページにおいて、国籍法11条1項についての周知は行っていなかった。

→国が反論しなかったということは、この指摘のとおりということ。

裁判所はそれを前提に判決を書く。

ところが 控訴棄却

(3) 高裁判決の問題箇所 (暫定) ①

- ▶ 判決2ページ
- ▶ 「控訴人の主な主張は、憲法が、日本国民が他国の国籍を取得しても自らの意思により日本国籍を保有し続ける権利を保障する、という趣旨に解される。」
- ▶ 違うんですけど。
「勝手に奪うな」「離脱するかどうかは自分で決めさせろ」
- ▶ 「**日本国籍を意思に反して喪失させられない権利**」を曲解している。書面をきちんと読んでいない？
- ▶ さらに、「国が主張する複数国籍の弊害のおそれは日本国籍を失わせてでも防止しなければならないほど重大でも現実的でもない」との指摘は無視。

(3) 高裁判決の問題箇所 (暫定) ②

- ▶ 判決 6～7 ページ
- ▶ 「控訴人は、1984年(昭和59年)の国籍法改正を求める運動に参加した(甲104)。控訴人は、在ロサンゼルス総領事館領事らに対し、平成22年11月5日、国籍法11条にある国籍の喪失に該当することを予め理解した上で、旅券(2008年1月30日発行)申請の際には敢えて外国との重国籍には未記入のまま申請書を提出し、新たに日本旅券を取得した旨述べた(乙5)。控訴人は、本件の訴状にも、上記米国籍の取得時に国籍法11条1項の条文は認識していた旨記載した。なお、本件全証拠によっても、控訴人において日本国の国籍法11条1項の解釈を法務省に照会するなどできなかつたといえる事情は、認められない。」

▶ 判決 6～7 ページ

▶ 「控訴人は、1984年（昭和59年）の国籍法改正を求める運動に参加した（甲104）。」

→ 1984年の国籍法改正時に国籍法11条1項は議論の対象になっていない。改正運動へ参加しても11条1項について知る契機があったとは言えない。

▶ 「本件全証拠によっても、控訴人において日本国の国籍法11条1項の解釈を法務省に照会するなどできなかったといえる事情は、認められない。」

→ 国民の側から法務省に常におうかがいを立てると？

国民ではなく行政・政府に寄り添う姿勢。

初代最高裁長官が見たら泣くよ。『世間と人間【復刻版】』

(3) 高裁判決の問題箇所 (暫定) ③

▶ 判決 6～7 ページ

▶ 「上記 (エ) 及び (オ) の事実によれば、控訴人は、2004 年 (平成16 年) 頃に米国籍を取得した際、国籍法11 条1 項の規定を知り、日本国籍を失うものと扱われることを知っていたと推認できる状況があるといえる。」

▶ 言えるのか、上の事情から？

▶ 論理に飛躍がある。

(3) 高裁判決の問題箇所 (暫定) ④

▶ 判決7ページ

▶ 「仮に、法務省が、上記の行為に加えて、控訴人の主張するような国籍法11条1項の存在と適用場面等について全国民に効果的に周知徹底するために必要な行為を行っていたとしても、控訴人が上記のとおり米国の国籍を取得していた可能性は、否定しがたい。」

▶ 個人の内心について、そんな簡単に決めつけちゃって良いのかな。

▶ 法務省に周知義務違反がないとするために、あえて追加した一節？ 国民ではなく行政・政府に寄り添う姿勢。

(3) 高裁判決の問題箇所 (暫定) ⑤

- ▶ 判決8ページ
- ▶ 「憲法10条は、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める。」と規定しており、これは、国籍は国家の構成員としての資格であり、国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要があることから、これをどのように定めるかについて立法府の裁量判断に委ねる趣旨のものであると解される（平成20年最高裁判決、平成27年最高裁判決参照）。そうすると、憲法22条2項の定める国籍離脱の自由は、日本国籍からの離脱を望む者に対して、その者が無国籍者とならない限り、国家がこれを妨げてはならない旨を定めたものにとどまると解するのが相当であり、同項が「日本国籍を離脱しない自由」ないし「日本国籍を保持する権利」を保障しているとまで解することはできない。」

- ▶ 憲法が「法律によりこれを定める」とする国政選挙や最高裁裁判官国民審査に関する事項でも、主権者としての権利は国民主権原理に基づき、やむを得ない事由がない限り制約できないとする最高裁判例がある。それらを何の説明もせず、無視。
- ▶ 「国籍の得喪に関する要件を定めるに当たってはそれぞれの国の歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等、種々の要因を考慮する必要がある」とした最高裁判決をまた引用しても、日本国憲法制定に至る歴史的事情、伝統、政治的、社会的及び経済的環境等は無視。
- ▶ 無個性で顔のない、国家のための駒でしかなかった臣民（明治憲法参照）が、多様な個性そのままに個人として尊重されそれぞれの幸福を追求できる主権者になった。その歴史的・社会的背景を知れば、明治国籍法のゾンビ（現国籍法11条1項）に現憲法下で居場所などない。
- ▶ 裁判官に教養も識見もないから、個人の尊重も幸福追求権の最大限の保障も、絵に画いた餅にしてしまう。

(3) 高裁判決の問題箇所 (暫定) ⑥

- ▶ 判決10～12ページ
- ▶ 「外国国籍の志望取得者については、自己の意思に基づいて外国国籍を取得したのであるから、外国国籍取得後に国籍を選択する機会を与える必要性に乏しく、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止するためには速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいといえ、志望による外国国籍取得の帰結として日本国籍を喪失するという法的効果を生じさせることは合理的である。」

- ▶ 何度言っても無視されるが、

「自己の意思に基づいて外国国籍を取得する」 = 「日本国籍離脱」

とするのは非論理的で非現実的。

複数国籍の弊害があるとしても、外国国籍志望取得の場合にのみ厳格に規制する必要性は示せず。

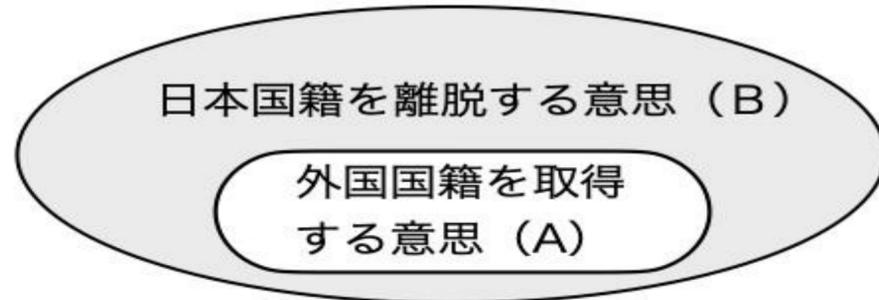
外国国籍を志望により取得したら日本国籍喪失を選択したと言えるには、
次の①または②が満たされることが必要。

① 外国国籍を取得する意思 (A) が
日本国籍を離脱する意思 (B)
に含まれること。

または

② 外国国籍を取得する意思 (A) と
日本国籍を離脱する意思 (B)
とが同一であること。

つまり、
外国籍を取得する意思(A) ⊂ 日本国籍を離脱する意思(B)
であること。



しかし、実際には



したがって、
外国籍を取得する意思(A) ⊄ 日本国籍を離脱する意思(B)

つまり、
外国籍を取得する意思(A) = 日本国籍を離脱する意思(B)
であること。しかし、実際には、

	外国国籍を取得する意思 (A)	日本国籍を離脱する意思 (B)
(a)意思の向けられる対象	外国国籍	日本国籍
(b)行われる行為	外国国籍を取得するための手続	日本国籍を離脱するための手続
(c)意思に基づく行為によってもたらされる結界	外国国籍の取得	日本国籍の喪失

したがって、
外国籍を取得する意思(A) ≠ 日本国籍を離脱する意思

上記 (A) のうち網掛け部分以外の人には、
外国国籍を志望取得したからといって日本国籍を離脱する意思はない。
国籍法 11 条 1 項があるからといって日本国籍を離脱する意思や選択があったとするのは、
非論理的かつ非現実的な決めつけであり、**個人の意思のじゅうりんに**ほかならない。
憲法 13 条に違反する。

(3) 高裁判決の問題箇所 (暫定) ⑦

- ▶ 判決 12～13ページ
- ▶ 「国籍法11条1項による日本国籍喪失は、刑事手続でも行政手続でもなく、法律の定める要件を満たした場合に当然に生じる効果であるから、直ちに憲法31条の適合性が問題になる場面ではない。そして、これまで説示したとおり、外国国籍の志望取得者については、自己の意思に基づいて外国国籍を取得したものであり、外国国籍取得後に国籍を選択する機会を与える必要性に乏しいことや、重国籍から生ずる弊害をできる限り防止するためには速やかに日本国籍を喪失させることが望ましいといえることからすると、弁解や防御の機会を与えるための聴聞を実施する必要性があるとはいえない。したがって、国籍法11条1項が憲法31条に違反する旨の控訴人の主張も採用できない。」
- ▶ 憲法31条 (適正手続保障) も、本人の意思の擬制・みなしで、空洞化。
- ▶ 財産権よりも軽い日本国籍 (第三者所有物没収事件の最高裁判所大法廷判決 (1962 (昭和37) 年11月28日、昭和30年 (あ) 第2961号)

またしても国籍法を憲法の上に置き、憲法に関する問題に真摯に取り組んだとはとても見えない、死んだ魚のような判決。

思考を放棄。論理性も放棄。憲法も放棄。

(4) 今後のスケジュール

上告等の期限 10月24日(木)

その後、裁判所から通知が来て、そこから50日以内に上告理由書、上告受理申立て理由書を提出する。

上 告：国籍法11条1項は憲法違反。

上告受理申立て：高裁判決は判例に違反した。経験則違反（法律の解釈に関する重要な事項の誤り）がある。

3 訴訟外の動き

(1) 未成年者の国籍はく奪 英国籍訴訟 10月17日地裁判決！

東京地方裁判所 10月17日(木) 13:15

争点は、

①国籍法11条1項の違憲性

②親権者が国籍法11条1項が適用されるなど思いもしなかった行為で
未成年者に外国籍志望取得行為があったとして
国籍法11条1項を適用することが許されるのか。

その後、記者会見を予定しています！

([CALL4](#) 訴訟2 です)

(2) 京都発！大阪訴訟

11月22日、第10回口頭弁論期日！

大阪地方裁判所 11月22日(金) 11:00

争点は、

- ①国籍法11条1項の違憲性
- ②カナダ国籍を取得して適法に国籍喪失届をしたのに
世田谷区が違法にも受け付けなかったのは、
戸籍法やカナダ市民権法についての正確な情報を
自治体に知らせなかった法務大臣の責任ではないのか
などなど！

(CALL4 訴訟3 です)

(3) 東京訴訟

再審の3乗！

最高裁判所 7月17日提訴

自由権規約14条が保障する「公平な裁判所」での審理を求めて、

第1小法廷の裁判官の除斥や忌避を申し立て！

関わった調査官の忌避も申し立て！

ここで再審が始まれば、

去年9月の調書決定の見直しへ、ドミノ倒しが始まるはず。

おそらく前代未聞の事態！

東京訴訟 再審の3乗のこれまでの流れ

- ▶ 2023年9月28日 最高裁第一小法廷が上告棄却決定。
- ▶ 2023年10月26日 **ふざけんな!** と、再審の訴えを最高裁に提起。
- ▶ 2023年12月4日 再審の訴えを第一小法廷が棄却。
- ▶ 2024年1月4日 **ふざけんな!** と、「再審の再審の訴え」を最高裁に提起。 第一小法廷から受付けの連絡。

ふざけんな!

- ▶ 2024年6月17日 再審の訴えをまたしても第一小法廷が棄却。
- ▶ 2024年7月17日 **ふざけんな!** と、「再審の再審の再審の訴え」(再審の3乗)を最高裁に提起。決定を待ち受け待機中。

- ▶ (並行して、上告棄却決定を決定づけた調査官報告書について、
司法行政文書開示請求：棄却されて、

ふざけんな!

と、苦情申し立て中)

(4) 日本公法学会 総会

10月12～13日

<https://www.asas.or.jp/publiclaw/session.html>

「また、2024年10月12日（土）、13日（日）に日本大学において開催予定の総会テーマを「公法学における『国民』」とする旨、上記理事会において決定されました。」

福岡高裁判決と東京地裁判決のど真ん中で、

「国民」「国籍」についてのさらなる議論の進展と深まりが期待できそうな学会が開催！

“The Circle has completed.” ジェームズ・アール・ジョーンズの声で！

(5) 新しい闘い方の選択肢？

▶ ① 戸籍の記載事項訂正審判の申し立て

- ▶ 戸籍の記載が法律上許されない場合、錯誤又は遺漏がある場合及び創設的届出が無効である場合に、戸籍の訂正をするには、家庭裁判所の許可が必要です。(裁判所ホームページ)
- ▶ 国籍喪失届をした人が、本籍地の家庭裁判所に提起する。国籍法11条1項は違憲無効だから、除籍は法律上許されない、と主張する。これこれこういう事情があったからやむを得ない外国国籍取得である、領事館職員の誤情報に騙されてした行為である、だから「自己の志望」によるものではない、などの個別の事情も説明し主張する。
- ▶ 収入印紙800円と予納郵券
- ▶ 口頭弁論は開かれない。
- ▶ 棄却されたらすぐに高裁へ即時抗告をして（家事事件手続法85条、231条5号）、さらには最高裁への特別抗告（同94条）へ。

(5) 新しい闘い方の選択肢？

- ▶ ② 外国国籍を取得したいと考えている人たち
- ▶ 東京訴訟控訴審判決で、外国国籍を取得する条件を備えていて取得したいと望んでいる人は、「外国国籍を取得しても日本国籍を失わない地位にあることの確認」を求めて提訴できると判断した。
- ▶ そこで、海外在住でこの条件を備えている人が、東京地裁に訴訟を提起する。
- ▶ 通常の訴訟なので、最高裁まで3～5年かかる。
こうした家事審判申し立てや訴訟が相次ぐと、
日本社会も最高裁も無視できなくなる。

(Critical Mass: 集団の中でたとえ大多数でなくても、存在を無視できないグループになるための分岐点があり、それを越えたグループをクリティカル・マスと呼ぶ。(日本女性学習財団のウェブサイトより)

ウィキ：クリティカル・マスは、多数の自転車利用者が週末に一緒に走り、自転車に優しいまちづくりをアピールするねらいがある。1992年にサンフランシスコで始まり、現在は世界各地へと広がっている。)

(5) 新しい闘い方の選択肢？

こうした家事審判申し立てや訴訟が相次ぐと、
日本社会も最高裁も無視できなくなる？

Critical Massを創り出す

集団の中でたとえ大多数でなくても、存在を無視できないグループになるための分岐点があり、それを超えたグループをクリティカル・マスと呼ぶ。
([公益財団法人 日本女性学習財団のウェブサイト](#)より)

クリティカル・マスは、多数の自転車利用者が週末に一緒に走り、自転車に優しいまちづくりをアピールするねらいがある。1992年にサンフランシスコで始まり、現在は世界各地へと広がっている。(wiki)

(6) 情報ページ

▶ 日弁連ウェブサイト

[「わかりやすい国籍法Q&A」\(詳細版\)](#)

[「わかりやすい国籍法Q&A」\(簡易版\)](#)

▶ [月刊ふれいざー](#) 2024年9月号16ページ

まだまだ他にも！

[支援ネットワークのサイト](#)や、[CALL4](#)のページで、

どんどん紹介していきます！！

休憩（日本時間 5時50分再開）



Twitter こくせきたろう

<https://twitter.com/kokusekitaro>

おなじみ！

からい！



からい！

今回も、購入しました！6つ！

からい！



からい！

4 質疑応答とディスカッション

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

▶ 前回のスライドから

- ▶ 領事館・大使館の職員の対応がおかしい、説明が誤っていないか、違法ではないか。（事例集積）
- ▶ （説明内容や強要について）法的根拠を示してください、と尋ねてみる。
- ▶ 弁護士を通じて、領事館・大使館、外務省本省に抗議してみる。
- ▶ 日本は複数国籍を禁止していない、減らそうとしているだけ。（日弁連パンフレット。簡易版を印刷して携帯しておく。）

[「わかりやすい国籍法Q&A」](#)（詳細版）

[「わかりやすい国籍法Q&A」](#)（簡易版）

- ▶ 国会議員への働きかけルート。

▶ 今回の追加

- ▶ 原告ユリさん「訴訟をしないと見えてこなかったことがたくさんある」
- ▶ 弁護団も、関連する文献を明治期にまでさかのぼって調査することになり、俗説とは異なる事実がたくさん見えてきました！

CALL4訴訟 2 東京地裁判決期日

2024年10月17日（木）
13時15分

引き続き訴訟へのご注目とご支援をよろしくお願いいたします！！

近藤ユリ法律相談室 <https://yurikondo.com/>

CALL4

本人の意思を無視して日本国籍を一方的にはく奪する
「国籍法11条1項は違憲」訴訟

国籍はく奪条項違憲訴訟 支援ネットワーク

<http://yumejitsu.net/>

